

埼玉県災害時小児周産期リエゾン設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県は、地震などの大規模な災害等が発生した場合において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供するため、被災情報の収集・分析、対応策の立案及び患者の搬送調整等を行う「災害時小児周産期リエゾン」を設置する。

(災害時小児周産期リエゾンの指定)

第2条 知事は、災害時における小児・周産期医療体制の構築に必要な知識及び技能等を有する者として、厚生労働省等が災害時小児周産期リエゾン養成のために実施する研修の修了者を、災害時小児周産期リエゾンに指定し、指定書を交付する。

(活動)

第3条 災害時小児周産期リエゾンは、災害等の発生に伴い、知事の要請を受けて指定の場所に参集し、県に対して必要な助言等の活動を行う。
2 災害時小児周産期リエゾンの活動の内容は、「埼玉県災害時小児周産期リエゾン活動要領」に定める。

(守秘義務)

第4条 災害時小児周産期リエゾンは、前条の活動によって知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(指定の解除)

第5条 知事は、災害時小児周産期リエゾンが次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害時小児周産期リエゾンの指定を解除することができる。
(1) 自己の都合により、指定の解除を申し出たとき。
(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
(3) 前条に規定する義務に違反したとき。
(4) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。
2 前項の規定によるほか、知事は、災害時小児周産期リエゾンが所属する組織の代表者から、当該災害時小児周産期リエゾンの指定の解除の申出があったときは、当該災害時小児周産期リエゾンの指定を解除することができる。

(非常勤職員の任免)

第6条 平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省通知「「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」における技術的助言に基づき、大規模災害が発生した場合において、知事は第3条の規定により活動する災害時小児周産期リエゾンを、地方公務員法第3条第3項の規定する特別職非常勤職員に任用することができる。
2 前項の規定により、特別職非常勤職員に任用した災害時小児周産期リエゾンについて、その活動を要しないと判断したとき又は第5条により災害時小児周産期リエゾンの指定が解除されたとき、知事は当該リエゾンについて特別職非常勤職員の任用を免ずる。

(服务等)

第7条 特別職非常勤職員として職務に従事する災害時小児周産期リエゾンの服務その他の勤務条件については、非常勤職員取扱要綱（昭和50年4月1

日人第2号)によるものとし、勤務日数は災害等の被害状況に鑑み、予算の範囲内で別に定める。

(報酬及び費用弁償等)

第8条 特別職非常勤職員として職務に従事した場合の災害時小児周産期リエゾンの報酬の支払い及び費用弁償は、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和31年10月1日条例第31号)に基づき、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年3月23日告示第393号)に定める実費弁償の範囲内で行う。

2 特別職非常勤職員としての職務における公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年12月23日条例第51号)による。

(運用等)

第9条 災害時小児周産期リエゾンの運用等に関し、必要と認められる事項については、「埼玉県災害時小児周産期リエゾン運用協議会」で協議する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月22日から適用する。